

遠野市市営建設工事中間前金払取扱要領を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

遠野市市営建設工事中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、遠野市工事請負契約附属約款第34条の規定による公共工事に要する経費の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払をすることができる工事は、請負代金額が 1,000万円以上で、かつ、工期が3月を超える土木建築に関する工事とする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表において工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項の規定は、継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約について準用する。この場合において、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表において工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表において当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えるものとする。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前払金は、請負代金額の10分の2を超えない範囲で、かつ、万円単位で支払うものとする。この場合において、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 継続費等の2年以上にわたる契約に係る中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対してすることができる。

3 繰越明許費の翌年度にわたる契約に係る中間前金払は、当初の契約締結時における請負代金額の総額に対してすることができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 中間前金払の対象工事は、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

2 前項の規定による支払を受けようとする受注者は、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第1号）を契約締結時に市長に提出しなければならない。なお、当該届出により支払を選択した場合は、契約締結後の変更はできないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、継続費等の2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

（中間前金払の申請等）

第6条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、中間前金払の認定申請書（様式第2号）に、遠野市工事請負契約書附属約款（平成24年告示第49号）第11条に基づく工事履行報告書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認めるときは、認定調書（様式第3号）により、受注者に通知するものとする。

3 前項の規定により認定を受けた受注者は、中間前金払の支払を受けようとするときは、中間前金払請求書（様式第4号）に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

4 中間前払金の支払は、中間前金払請求書を受理した日から14日以内に行うものとする。

（中間前金払額の変更）

第7条 市長は、中間前払金を支払った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の請負代金額の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前払金額を差し引いた金額以内の中間前払金の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法は、前条の規定を準用する。

2 中間前払金の支払を受けた受注者は、当該支払を受けた後に契約を変更し、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より著しく減額した場合において、既に支払を受けた前払金の額と中間前払金の総額が変更後の請負代金額の10分の6を超えたときは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、市長は、本文の規定による期間内に部分払の支払をするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。

3 前項の超過した額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市長と中間前金払を受けた受注者とが協議して返還すべき超過した額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、中間前払金を受けた受注者に通知する。

（中間前払金の使途制限）

第8条 中間前払金は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充てることはできない。

（中間前金払の返還）

第9条 中間前払金を受けた受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
 - (2) 契約を解除したとき。
 - (3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
 - (4) 保証契約を解除したとき。
 - (5) その他市長が特に必要と認めたとき。
- (遅延利息)

第10条 市長は、中間前払金を受けた受注者が第7条第2項の期間内に超過した額を返還しなかったときは、期間を経過した日から当該超過した額を返還する日までの日数に応じ、返還すべき額に、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として徴収することができる。ただし、計算して求めた遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を徴収することを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現に締結している契約については、なお従前の例による。
(東日本大震災に伴う公共工事に要する前払の特例)
- 3 当分の間、第7条の規程の適用については、同条第2項中「10分の6」とあるのは「10分の7」とする。

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

遠野市長 様

受注者 住所
氏名

印

下記の工事については、
【 中間前金払
部 分 払 】 を選択します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 請負代金 円

4 工期 年 月 日 から 年 月 日 まで

5 工事日数 日

備考

- 1 中間前金払又は部分払のどちらか一方を選択してください。
- 2 契約締結後は変更できません。

認 定 申 請 書

年 月 日

遠野市長 様

受注者 住所
氏名

印

下記の工事について中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく申請
します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 日 数	日
請 負 代 金 額	円
摘 要	

※添付書類 工事履行報告書（遠野市工事請負契約書附属約款第11条関係様式第7号）

(受注者) 様

遠野市長



認 定 調 書

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 日 数	日
請 負 代 金 額	円
摘 要	

遠野市長 様

受注者 住所
氏名

印

中間前金払請求書

下記契約の中間前払金を、遠野市工事請負契約書附属約款第34条の規定により請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 日 数	日
請 負 代 金 額	円
前 金 払 受 領 済 額	円
中 間 前 払 金 請 求 額	円

※添付書類 保証証書、契約書の写し